

(仮称) 都筑区緑道
再整備ガイドライン

素 案

平成 30 年 4 月
横浜市都筑土木事務所

1. はじめに

都筑区は横浜市の北部に位置し、平成6年11月6日に、港北区と緑区の再編成により誕生しました。区域の北部と中央部は港北ニュータウン地域で、豊かな自然と緑を残しつつ、都市と農業が調和した新しい街づくりが進んでいます。

この港北ニュータウンの大きな特徴が「グリーンマトリックスシステム」とよばれる緑地のネットワークです。グリーンマトリックスシステムは公園や自転車歩行者専用道路や民有の保存緑地などが一体となって構成されており、歩車分離を実現し安全なまちづくりに貢献するとともに、景観や生物生息環境など多面的な役割を果たしています。近年急速に注目されている「グリーンインフラ^(※)」の概念である緑地による雨水浸透や災害時の避難経路、騒音等の緩和などがすでに取り入れられていたことは特筆すべきことです。

このグリーンマトリックスシステムの中心となるのが全長15km、5路線におよぶ緑道網です。緑道に一歩足を踏み入れれば、生い茂る木々や石畳、流れるせせらぎの音にふるさとを感じることができます。

多くの区民・利用者の方から愛されている緑道ですが、整備後30年を経過する箇所もあり、様々な課題も生じています。木々は大きく育ち石畠にも風格が出てきたことを好意的に捉える声がある一方で、暗く歩くのに不安を覚える方や、苔むした石畠が滑りやすい、段差が多いと感じる方の声も多く聞こえてきます。

こうしたなか、都筑土木事務所では平成27年度から緑道および緑道と一体となった公園の再整備に着手しました。再整備にあたっては、区民・利用者の皆様のニーズが多様であることに加えて、整備が長期間にわたることから、基本となる考え方を整理し、継承していくため「(仮称) 都筑区緑道再整備ガイドライン」を策定することとしました。これにより、区民・利用者の皆様と都筑土木事務所が共通の認識を持ちながら今後の再整備の内容について建設的な議論を行っていくようになればと考えています。

今回お示しするのは(素案)であり、本ガイドラインの骨格を示したものであります。よりよいガイドラインとなるよう、ひいては都筑区の財産である緑道がより良い形で次の世代に引き継いでいくようご意見・ご提案をお願いいたします。

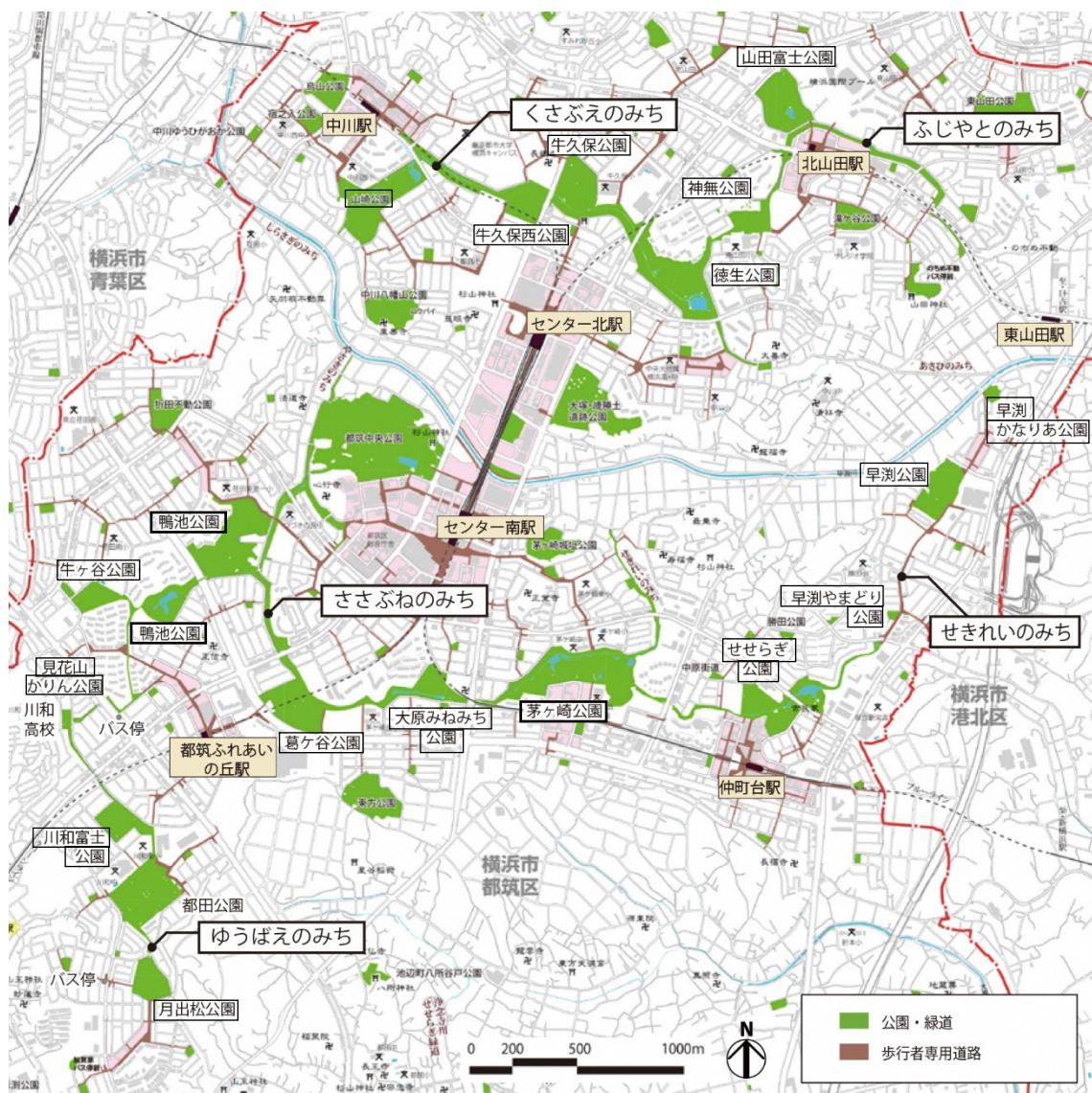
※グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと

2. 対象とする公園緑地と位置づけ

(仮称) 都筑区緑道再整備ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は都筑土木事務所が管理する以下の公園緑地を対象とします。

- 緑道「くさぶえのみち」
 - 緑道「ふじやとのみち」
 - 緑道「せきれいのみち」
 - 緑道「ささぶねのみち」
 - 緑道「ゆうばえのみち」
 - 上記の緑道と接続し緑道網を構成する都市公園（鴨池公園、茅ヶ崎公園等）



基本図：健康づくりコースマップ

本ガイドラインは、再整備工事や日常の維持管理作業について、その基本的な考え方や具体的な整備手法等をまとめた指針です。個別の工事や維持管理作業については、本ガイドラインの考え方に基づきつつ、それぞれの箇所の特性や社会情勢の変化等を反映し個別に設計を行うものとします。

また、港北ニュータウン計画によって整備され都筑土木事務所が管理する他の公園（街区公園等）や、港北ニュータウン計画によって整備され環境創造局が管理する公園（都筑中央公園等）についても活用できるものとします。あわせて、グリーンマトリックシステムを構成する保全緑地の管理など、区内の水と緑に関する活動における参考資料として機能することも期待します。

3. 素案策定までの経緯

本ガイドライン（素案）策定までの経緯は以下の通りです。

平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鴨池公園再整備工事（鴨池周辺） <ul style="list-style-type: none"> …白河石舗装などの扱いについて様々なご意見をいただく
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鴨池公園再整備工事（ログハウス周辺） ■ ゆうばえのみちの再整備に関する意見交換会 ■ ゆうばえのみち再整備工事（鴨池公園～朝霧橋） ■ せきれいのみちの再整備に関する意見交換会
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ ゆうばえのみち再整備工事効果検証会 <ul style="list-style-type: none"> …車止めの間隔などについて、現地で検証 ■ ゆうばえのみち再整備工事（川和富士公園～月出松公園） ■ 鴨池公園再整備工事（まんまる広場周辺） ■ せきれいのみち再整備工事（早渕公園～春雨橋）現地見学会 ■ （仮称）都筑区緑道再整備ガイドライン策定開始 <ul style="list-style-type: none"> …計画、設計時の資料等の調査 …整備時の担当者（現都市再生機構、横浜市）への聞き取り調査 …土木事務所へ寄せられたご意見ご要望の解析 …現地踏査 …区内活動団体へのヒアリング調査（16 団体参加） …ヒアリング調査結果に対する意見交換会

4. 本ガイドラインの基本的考え方

これまでの再整備工事に係る経緯や各種調査の結果を踏まえ本ガイドラインの基本的考え方として以下の3点を整理しました。

- ① 当初の緑道の設計思想を最大限尊重しつつ、変化する社会情勢に対応した緑道を目指します。
- ② 多様な利用形態に対応するため、緑道が区民生活に果たす役割に応じたゾーニングとそれに応じた整備を行います。
- ③ 再整備から維持管理に至る各段階において、ニュータウンの理念である「市民参加の街づくり」を継承するよう工夫します。

5. 本ガイドラインで定める内容とその趣旨

本ガイドラインにおいて定める個別内容は以下のとおり大きく5つに分けることができます。「4. 本ガイドラインの基本的考え方」に至る現状の分析等も記載します。

(1) これまでの経緯と現状

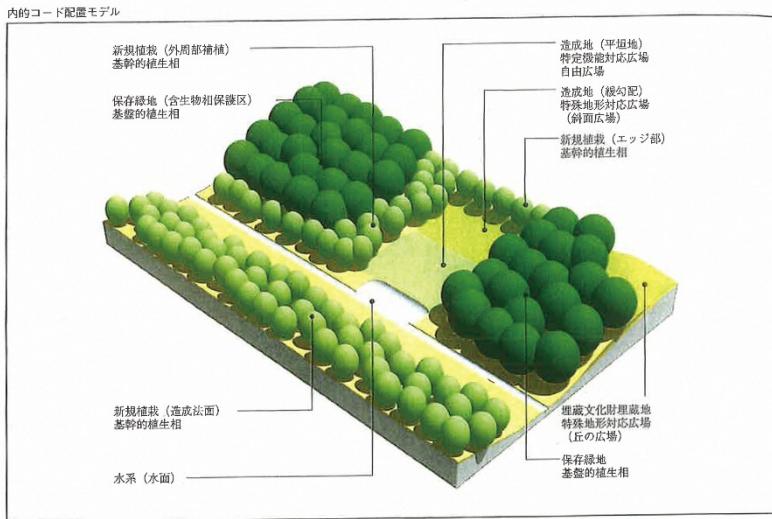
1-1 港北ニュータウンにおける緑道の位置づけと設計思想の継承

港北ニュータウンの緑道は配置計画から細部のデザインに至るまで、多くの工夫が施されており、その経緯は残された資料群から読み解くことができます。一方、日常的な維持管理においてこうした資料群から経緯をたどることは容易ではないことから、これらをわかりやすくとりまとめ、再整備や維持管理における前提条件として関係者で共有します。

(資料の例)

■ 「OPEN SPACE KOHOKU 港北地区オープンスペース計画・設計技術資料」1998年
住宅・都市整備公団神奈川地域支社港北開発事務所

多様な側面を有するグリーンマトリックスシステムの理論から実践、運動までの展開をまとめた技術資料集



OPEN SPACE KOHOKU 港北地区オープンスペース計画・設計技術資料

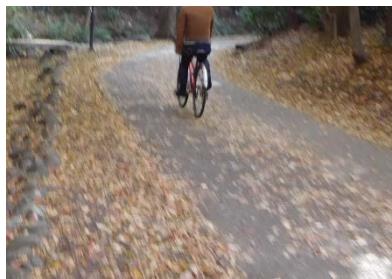
1-2 社会情勢の変化と課題

港北ニュータウンは昭和58年に最初の街びらき（集合住宅への入居）が行われました。以降30年以上にわたって都市基盤が整備され人口増加を続けてきましたが、今後は減少に転じることが予測されています。こうした社会状況の変化もあり、緑道に関する様々な課題も生じています。こうした課題は今後の緑道の再整備を考えるうえでの前提条件となることから、関係者で共有します。

(課題の例)

- 高齢化等によるさらなるバリアフリー対応の必要性
- 自転車の利用とトラブル
- 施設の経年劣化の進行
- 樹木の生長による見通しの悪化など防犯上の問題
- 樹木の過密化・過高木化による生育不良、倒木・落枝の危険性、隣接する住宅への影響 等





自転車の利用



石畳の経年劣化



樹木の過密・高木化

(2) 基本的考え方とゾーニング

2-1 基本的考え方 (4に同じ)

2-2 ゾーニング

港北ニュータウンの緑道網は元来、グリーンマトリックスシステムにおいては「非目的的交通空間」すなわち「そぞろ歩き、かたらい、子守り、ひなたぼっこ、思索などのための空間」(港北地区公園整備計画報告書 昭和53年)として位置づけられていました。これに対し、通勤や通学といった「目的的交通空間」はこれに接続する自転車歩行者専用道路が担うものとされていました。

こうした考えは整備内容にも反映されています。当初整備では、自転車歩行者専用道路の舗装がタイルなどで平たんに舗装されていたのに対し、緑道では橋の周辺や公園との接続部などには芝目地を使った白河石の石畳、その他の区間には土の舗装を多用するなど、あえて利便性を求める設計がなされています。

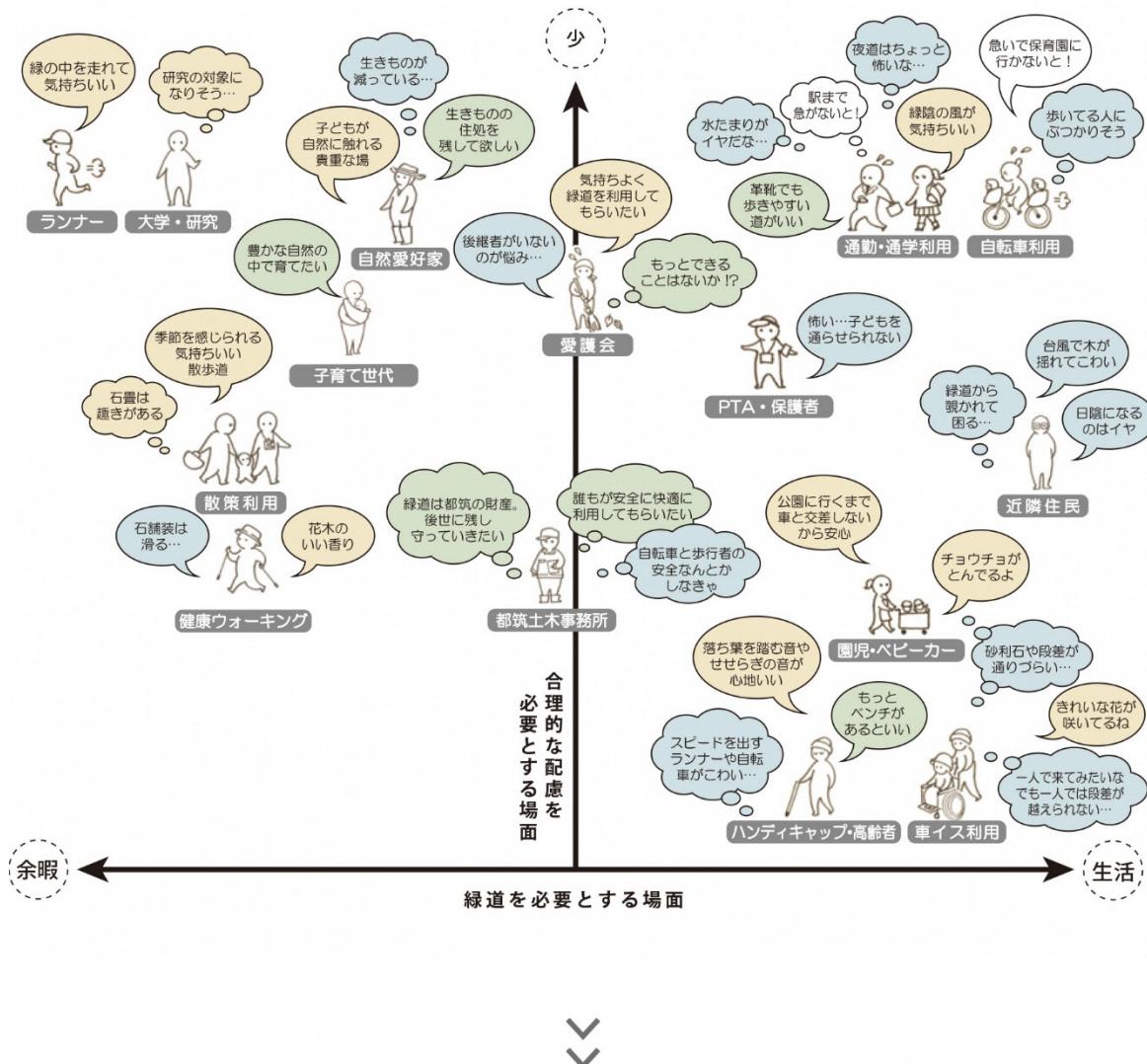
しかし、利用開始後の実態を調査すると、緑道が通勤通学等の「目的的交通空間」となっている事例も見受けられます。

こうした位置づけと実態の違いは、その後の施設の改修に大きな影響を与えています。通勤通学利用の多い区間では、石畳の目地はモルタルにより平滑にされ、土舗装はアスファルト舗装に置き換わるなどの措置が取られています。その一方で、こうした利用が少ない区間では整備当初の面影を良くとどめています。

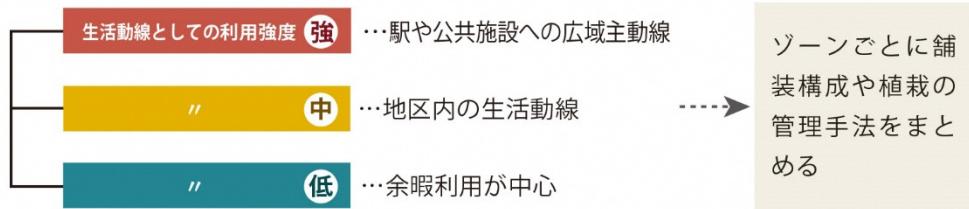
したがって、利用形態の違いと強度に応じたゾーニングを導入し、実態に応じた標準的な整備内容を検討していきます。

なお、緑道における自転車の通行については都筑区自転車・歩行者安全事業計画に基づいて対応します。

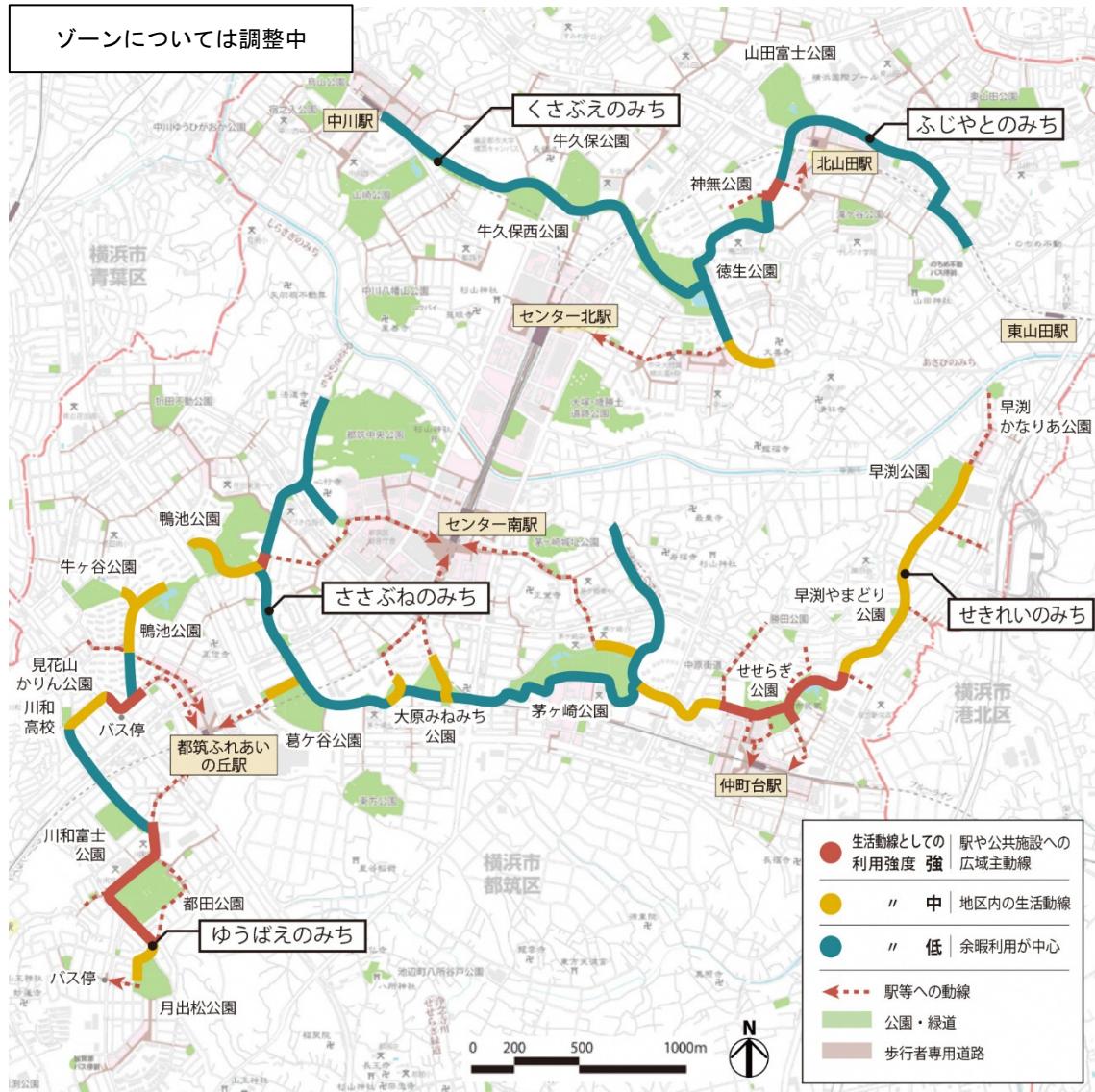
ヒアリングや土木事務所に寄せられたご意見から想定される 主な利用者像



利用形態に応じたゾーン設定と、ゾーンごとの整備水準の選定



緑道の多様な利用形態の整理とゾーニングのイメージ



生活活動線としての利用強度に基づくゾーニングのイメージ

土木事務所へ寄せられたご意見、活動団体へのヒアリング調査結果、現場検証会等での意見交換から、また緑道の利用形態を観察することから推定される生活活動線としての利用強度に基づきゾーニングをまとめます。

(3) 再整備工事の標準的な流れ

緑道は日常的に利用する方だけでなく近隣にお住まいの方など、多様な方がかかわっており、その考え方も様々です。前項「基本的考え方とゾーニング」の内容を踏まえながらどのような再整備を行うのか決定していくための標準的な流れを定めます。

3-1 当初設計の意図の確認

施設の破損・劣化等の状況や樹木の密度といった施設的状況、土木事務所に日常的に寄せられるご意見・要望の解析や利用状況の調査といった現況の確認に加えて、本ガイドラインを活用するなどして当初設計の意図を確認する流れを定めます。

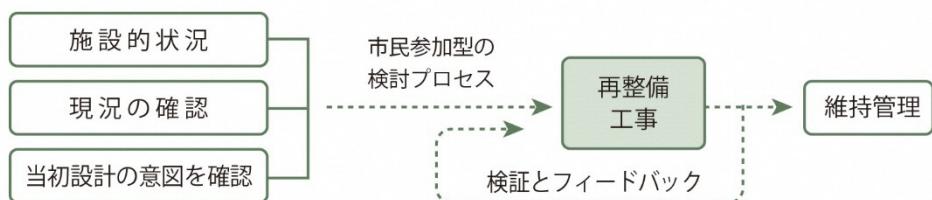
3-2 市民参加型の検討プロセス

緑道にかかわる多くの方のご意見を反映する場を設けます。従来より行っている自治会町内会を通じた周知やホームページを通じた周知に加え、より実際に利用している方々に周知するため整備区間では現地掲示による案内を行います。

市民参加型の再整備のプロセスとして、設計検討段階での現場見学会や、設計素案に対する意見募集の仕組みを定めます。

3-3 検証とフィードバック

延長 15 kmの緑道の再整備工事は長期にわたります。工事完了後の現場検証会など事後検証と次回工事へのフィードバックの仕組みを定めます。



再整備から維持管理に至るフローのイメージ

(4) 具体的な整備手法

4-1 現状維持と再整備

再整備工事にあわせてすべての施設を置き換えるのではなく、現状を維持するという選択肢を明確にします。

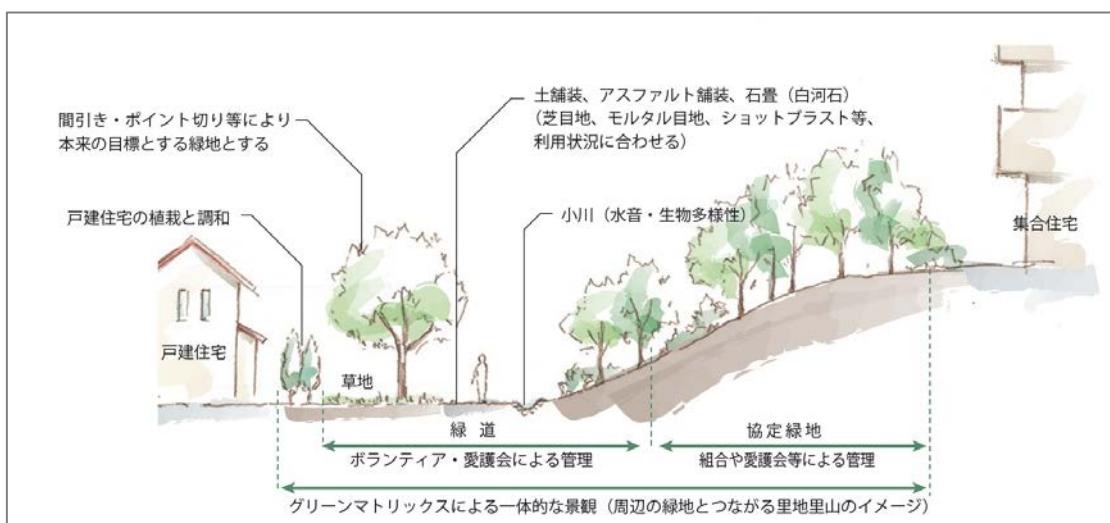
4-2 再整備の具体的手法

過去の整備事例や類似事例をもとに、舗装や手すり、照明等の施設ごとに具体的な整備手法を整理します。整備手法は維持管理やバリアフリー、デザイン（色彩計画等を含む）などの視点から検討し、同種の施設であってもゾーニングに応じた複数の手法を採用することもできます。

また、ゾーンに応じた整備手法の組み合わせについて、標準断面図を用いるなどしてわかりやすく取りまとめます。

(具体的手法を取りまとめる施設の例)

- 舗装
- 照明
- 水景
- サイン
- 建築物（トイレ等）



標準断面図のイメージ

4-3 植栽および保全樹林管理の具体的手法

緑道には多くの樹木が植栽あるいは保全されており、それらの管理は緑道の環境に大きな影響を与えることから個別に管理手法をまとめます。とりまとめに当たっては「横浜市森づくりガイドライン」等を活用し、林相や斜面方位等を反映したものとします。

4-4 維持管理手法と市民参加

日常的な維持管理作業や軽度な補修等に関する手法をまとめます。これらの作業については公園愛護会をはじめとする皆様から「手法がわかれれば協力したい」との申し出をいただいていることから、市民参加による維持管理についても検討します。

(5) 本ガイドラインの見直し

社会情勢の変化や再整備の推進等により緑道を取り巻く環境が変化した際には本ガイドラインを見直すことができるよう、必要なプロセスを定めます。

6. 今後のスケジュールについて

今回の素案に対して寄せられたご意見を踏まえつつ、より具体的な内容を定めた「(仮称)都筑区緑道再整備ガイドライン(案)」を作成し、区民・利用者の皆様のご意見をいただきながら策定を進めます。(案)の公表は平成30年内を予定しています。また、最終的な確定は今年度内を予定しています。

また、この間、区民・利用者の皆様にご参加いただける各緑道での意見交換会や、工事個所の見学会等を予定しており、頂いたご意見を反映していきます。

(仮称) 都筑区緑道再整備ガイドライン（素案）
平成 30 年 4 月 26 日 発行
横浜市都筑区都筑土木事務所